

令和7年度京都府公立学校情報機器整備等賃貸借業務に係る仕様書

1 概要

本書は京都府において学校教育の情報化の推進のために、必要な情報通信機器の賃貸借契約に係る仕様等について記したものである。

2 業務の詳細

(1) 調達機器等仕様

4「調達機器等一覧」のとおり

(2) 納入場所

納入場所については、各市町（組合）教育委員会が指定する場所とする。
詳細については、各市町（組合）教育委員会と契約の際に協議の上、決定すること。

(3) 賃貸借期間

賃貸借期間は、概ね5年間とする。
開始時期については、各市町（組合）教育委員会と協議の上、決定すること。

(4) 納品期限

令和8年3月31日
納入については、令和7年8月31日までに行うことを目指し、各市町（組合）教育委員会と協議の上、日程を決定すること。

3 特記事項

- (1) 各市町（組合）教育委員会と契約する際には、本業務の必要な事項を協議の上、契約を行うこと。
- (2) 納入物品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- (3) 機器の調達、納入、見積りの作成に係る費用については、すべて受注者の負担とする。
- (4) 本業務は契約金額の一部を京都府公立学校情報機器整備事業費補助金にて支払うため、受託者は京都府公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱に基づいて、各市町（組合）教育委員会と共同申請者となることを前提として本業務を遂行すること。
- (5) リース料率の計算方法については、京都府公立学校情報機器整備事業費補助金にて支払われる金額を差し引いた契約金額を基準に計算すること。
- (6) 本業務を実施するにあたり、各市町（組合）教育委員会が定める規程、法令等を遵守すること。

- (7) 本業務に係る作業を実施するにあたり、契約上知り得た情報を第三者に開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で使用してはならない。
また、本業務に係る業務に関与した落札者の所属要員が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。
- (8) 保守体制として各市町（組合）教育委員会に端末修理交換のためのサポート窓口を設けること。
- (9) 調達機器について、納品前の一時的な物品の保管については、適切に保管すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

4 調達機器等一覧

(1) 導入内容

ア タブレット端末

OS	Chrome OS（端末メーカーがプリインストール提供している OS であること）
モデル	現行モデルを提示すること
CPU	Intel N100 Processor 同等以上であること ※Intel 社製に限定するものではない。
ストレージ	64GB 以上
メモリ	4GB 以上
画面	11.6 インチ以上、ゴリラガラス等の堅牢性の高いタッチパネルを搭載していること
外形寸法	305(W) × 210(D) × 21.5(H)mm 以内であること
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上、Bluetooth5 以上であること
形状	コンバーチブル型
キーボード	フルサイズ・キーボード（6 列）、84 キー（Fn キー、PgUp キー、PgDn キー、Windows キー）、JIS 配列、タッチパッドを有すること
タッチペン	タッチペンはパームリジェクション機能を有し、本体収納型のタッチペンを用意すること。 本体付属・本体と別製品いずれも可とする。
カメラ機能	インカメラ：92 万画素、アウトカメラ：500 万画素以上有していること
音声接続端子	マイクロホン/ヘッドホン・コンボ・ジャック×1 以上有していること

外部接続端子	USB 3.2 Gen2 Type-C (PD 対応)×2 以上もしくは、 USB 3.2 Gen2 Type-C (PD 対応)×1 と HDMI×1 以上を標準搭載していること かつ USB 3.2 Gen1 Type-A×1 以上を標準搭載していること
バッテリー	バッテリー交換サービスを提供しているメーカーであること また、バッテリー交換を職員が容易に行えること
バッテリー稼働時間	13 時間以上 ※Google Chrome OS Power LoadTest 基準であること
重さ	1.4 kg 以下
電源アダプタ等	導入端末に対応する電源アダプタ及びケーブルを添付すること
最大消費電力	45W
耐久性	MIL-STD-810H の基準を満たしていること。また、故障率を下げるための適切な措置があること。
端末管理機能	Google 社が提供する Google GIGA License (GGL)を導入すること。 ネットワークを介して以下の設定を行えること ・ 端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・ 端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・ 接続先ネットワークの制御 ・ 紛失・盗難時の制御設定 ・ 管理コンソール等により端末管理が行えること ・ 納入後 5 年以上利用可能であること ・ 日本語のインターフェースで運用できること
保守	納入後 1 年以上のハードウェアの無償保守があること。
その他	OS について運用開始から 5 年間は自動更新されること Google の認定を受けた製品であること 予備端末については、各市町（組合）教育委員会と調整の上、保管する端末数を決定し、最低半年に 1 回は納入業者の責任において充電を行うこと また、予備機補充に係る送料については、受注者負担とする
数量	大山崎町：1,514 台 京丹後市：3,870 台

イ WEBフィルタリング

項目	仕様等
製品名	チエル株式会社 InterCLASS Filtring Service (フィルタリングダッシュボード付) 5年
数量	京丹後市：3,870 ライセンス

ウ 運用支援ツール

項目	仕様等
製品名	チエル株式会社 InterCLASS Console Support
数量	京丹後市：3,870 ライセンス

(2) 設計及び設定作業

設計及び設定作業は以下のとおりとする。

ア 設計作業

タブレット端末及び端末管理用ソフトウェア等、前回導入時の内容等を各市町(組合)教育委員会にヒアリングを行い、最適な設計を実施すること。

なお、京丹後市については、Google Workspace for Education 上の Chromebook に関するデバイスの設定に関して、別途ヒアリングを行い、受注者が設定内容を整理し、別途協議の上、確定した内容を設定すること。

イ 設定作業

タブレット端末及び端末設定ソフトウェア等について、下記の設定作業を実施すること。

- (ア) タブレット端末への最新 OS のインストール
- (イ) タブレット端末への Google アカウント設定
- (ウ) Google Workspace 管理コンソールにて設定している各ポリシーの適用確認
- (エ) 初期不良確認
- (オ) 設計内容のタブレット端末及び端末管理用等ソフトウェアの設定及びアップデート
- (カ) 端末に対し、Google Workspace へ企業登録作業を実施すること(必要なエンロールメント用アカウントの払い出し)
- (キ) 端末におけるインターネットへの接続設定
ネットワーク側の設定については業務範囲外とする。

なお、MACアドレスの収集等ネットワーク接続を行うための必要

な情報については、速やかに各市町（組合）教育委員会に提供すること。

- (ク) 各市町（組合）教育委員会が指定する名称（補助事業名等）、管理番号等を記載したテプラシールを準備作成し、端末に貼付すること。
なお、貼付場所、記載内容等の詳細は各市町（組合）教育委員会と協議すること。

なお、運用開始後に各市町（組合）教育委員会及び各学校の都合で生じたタブレット端末及びアプリケーションの設定変更については、キッティング内容の業務範囲外とする。

(3) 提出図書

受注者は、納入時に以下の図書を電子データで提出すること。

ただし、具体的内容については、各市町（組合）教育委員会と協議の上作成すること。

区分	概要	提出先	
		教育委員会	各学校
取扱説明書	納入物品に添付される取扱説明書	1 部	1 部ずつ
ライセンス証書	ソフトウェアの使用許諾を示すライセンス証書又はそれに代わる権利を保証する書面がある場合は提出すること。	1 部	1 部ずつ
納入物品一覧表	以下の内容を一覧表で提出すること。 ・品名 ・型番 ・シリアル番号 ・MACアドレス ・附属品 ・納入物品の構成品、インストールしたソフトウェア	1 部	1 部ずつ
運用マニュアル	以下の内容を記載したマニュアルであること。なお、詳細な内容は落札後に各市町（組合）教育委員会と協議すること。 ・端末の初期化の方法 ・キッティング方法 ・故障時の修理依頼方法 ・利用再開手順	1 部	1 部ずつ

(4) 納入条件

- ア 納入する機器等については、原則同一型番、同一メーカーの最新モデルとし、新旧の混在や中古品、改造及びカスタマイズされた機器は認めない。また、GIGA スクール認定品として OS メーカーが承認をしている端末であること。
- イ 導入するソフトウェアについては、賃貸借期間において適切なライセンス契約を締結する等、利用できるような適切な措置を行うこと。また、当該ソフトウェアについて利用料が発生する場合、その利用料は見積りに含むこと。
- ウ 機器等の調達、納入に係る費用についてはすべて受注者の負担とする。
- エ 納入場所までの輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用は、すべて受注者が負担すること。
- オ 搬入作業については、各学校に一括納品すること。
また、搬入日程等については各市町（組合）教育委員会と協議の上決定すること。
- カ 機器等の梱包は受注者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認すること。また、搬入に係る梱包資材等の不要物については、受注者が持ち帰ることとし、受注者の責任において適切に処分すること。
- キ 受注者の責任において、ハードウェアが正常に動作することを保証すること。
- ク 機器等の搬入経路や設置箇所等について、各市町（組合）教育委員会及び学校担当者の指示に従うこと。また、搬入に際しては必要があれば養生等を行うこととし、建物等への損害を与えた場合には受注者の責任において原状回復すること。
- ケ 納入完了後、担当者の検査を受けることとし、これに合格したことをもって検収とする。
- コ 受注者は検収後 1 年以内において、納入物品の設計・製造等に起因する不具合が生じた場合、修理または交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担することとする。
- サ 契約満了後、タブレット端末の初期化作業は各学校にて行うこととするが、初期化に係る手順や方法等に関する問い合わせに対応する等、当該作業に係るサポートを行うこと。
- シ 契約満了後の機器等の返却については、返却場所までの輸送費用、輸送に係る物品の保険費用及び梱包用資材等の費用のすべてを受注者が負担すること。

5 賃貸借契約方法

賃貸借契約方法は以下のとおりとする。

項目	仕様等
リース方法 譲渡条件付きリース（無償譲渡）	・各市町（組合）教育委員会での端末設計設定業務にて、借入品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。 ・賃貸借期間満了後は、機器等を無償譲渡すること。
賃貸借契約開始 予定時期	京丹後市：令和7年9月1日 大山崎町：令和7年9月1日

6 既存端末の適正な処分

既存端末の適正な処分については本業務内容ではないが、各市町（組合）教育委員会が既存端末の適正な処分を依頼する場合は、以下のとおり対応が可能であること。

項目	仕様等
処分方法	・各学校からの回収配送手配、回収に関する梱包材の準備については受注者にて対応すること。回収費用についても負担すること。回収については、ACアダプタを含むこと。 ・回収日については、各市町（組合）教育委員会と協議すること。 ・既存端末を適正に処分することにより、収益が発生する場合については、端末の受け渡しについて別途書面にて取り交わすこと。また、収益の取扱いについては、各市町（組合）教育委員会と協議すること。 ・既存端末が iPad である場合、下記作業については各市町（組合）教育委員会が行うこととする。 (1) アクティベーションロックの解除 (2) Apple School Manager の所有解除 (3) MDM 管理の解除 (4) タブレット端末の初期化 (5) 引取り端末の梱包 ・回収後、端末に保存されているデータは全て消去又は破碎し、その証明を書面で提出した後でなければ、これらを再活用又は処分することができない。（ただし証明書の様式は問わない。）なお、SN 毎に処分内容を明示すること。

諸注意	・引取後の取扱いについては、「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適正な処分（再使用又は再資源化）等について」を参照の上、適切に処分・再資源化等を行うこと。なお、受注者が直接引き取る場合、あるいは再委託する場合に限らず、これらの処分・再資源化の実施に必要な免許・許可等を有する必要があることに留意し、履行に当たってはこれらの免許・許可等の写しを提供したうえで実施すること。 (参考 URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02540.html)
------------	---